

聖泉大学

障がいのある学生の支援 に関するガイドライン

全学学生委員会

(2022 年 10 月 1 日)

目次

I	はじめに	1
II	障がいのある学生への支援について	1
	1. 目的	1
	2. 基本的な考え方	1
	3. 支援対象となる学生	2
	4. 具体的な支援内容	2
III	支援体制	3
	〈フロー〉	4
	〈PDCA 化〉	4
IV	共通事項	5
	1. 外部資源の活用	5
	2. 周囲の学生の支援者としての活用	5
V	障がいのある学生支援の流れ	5
	1. 別紙フローチャート参照《p 7 へ》	5
	2. 提出書類について	5
	3. 支援の流れ	5
	(1) アドミッション・サポート	5
	(2) カリキュラム・サポート〈II・V参照〉	6
	(3) ディプロマ・サポート	6
	・フローチャート	7
	・支援申出書	8
	・障がいを理由とする合理的配慮 申請書	9
	・障がいを理由とする合理的配慮 合意内容書	11
	・障がいを理由とする支援の要請について	12
	・受験上及び修学上の配慮のための事前相談申込書	13
	・個別支援計画書	15
	・個別の教育支援計画書	16

学校法人聖泉学園聖泉大学における 障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要項

(趣旨)	18
(目的)	18
(障がい者を理由とする不当な差別的取扱いの基本的な考え方)	18
(合理的配慮の基本的な考え方)	18
(障がい者を理由とする不当な差別的取扱いの具体例)	19
(合理的配慮の具体例)	19
(意思疎通に関すること)	20
(ルール・慣行の柔軟な変更)	21
(相談体制の整備)	22
(研修・啓発)	23

I はじめに

障がい者の権利擁護に向けた取り組みは、平成 23 年 8 月「障害者基本法」の改正、平成 26 年 1 月「障害者の権利に関する条約」の批准など、国内外で様々な法整備が行われてきました。そして、平成 28 年 4 月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、大学等高等教育機関においても差別の解消に向けた具体的な取り組みが求められています。

そうした背景を踏まえて、聖泉大学(以下、「本学」という。)においても、その一環として障がいのある学生(以下、「障がい学生」という。)への支援に関する基本方針を定めるものです。

本学では、新たに障がいがある学生支援の推進に係る重要事項を審議するため、障がい学生支援委員会を立ち上げました。この委員会を中心に、障がいのある学生に対する合理的配慮の申し出、申請による支援計画の策定と支援の実施、支援に関する問題の防止または解決を図るための措置等に関する事項など審議・決議を行います。本学のすべての構成員が障がい等を理由とする差別の解消に取組み、障がいのある学生等の自己決定及び社会参加を促進するとともに、平等に教育研究活動に参画できる機会を確保していくこととしています。

また、本学においても、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努め、学修上や学生生活上及び本学キャンパス内での障がいのある者にとって障壁となるような事物等の除去を進めていきます。

II 障がいのある学生への支援について

1. 目的

本学は、「自ら考え、判断し、行動する能力」と「他者を尊重・理解し、関係を構築する能力」を併せ持つ「人間力」を培う人材育成を教育理念としています。これに基づき、障がいのある学生を受け入れて、修学のための必要かつ適切な支援を行なうこと、ならびに障がい者の自立及び社会参加へ向けての支援等を行なうものです。さらに、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生社会の実現に貢献していくこととします。

2. 基本的な考え方

本学での授業は、障がいのない学生を基準にして構成されていることが多く、同じ教授法や同じ形式の試験では、障がいのある学生の修学に困難が生じる場合があります。そこで、障がいのある学生の修学を可能にするために、障がいに対応した具体的な方策を講じていきます。障がいのある学生が修学の目的を達成するために講じられる対応策が、障がいのある学生に対する支援の本質であると考えています。

また、障がいのある学生には修学上個別的な対応が必要になりますが、この場合でも、特別扱いは最小限にして、できるだけ、障がいのない学生との共通の場で学修ができるようにしています。例えば、障がいのある学生の試験に、時間延長・別室受験等の配慮をすることが必要な場合がありますが、いつでも一律に時間延長や別室受験にすると決めてしまうのではなく、試験の内容や形態または解答に要する時間等を考慮して、柔軟に対応していき、障がいを理由に修学を断念することがないように、修学機会の確保し、高い教養と専門的能力を培えるように教育の質の維持を図っています。

3. 支援対象となる学生

(1) 障がい学生

障がい及び社会的障壁（註1）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者（身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、その他の心身の機能の障がい等）。

(2) (1) に関する認定や診断を受けていないものの、それに類似した特性や課題を有し、継続的な配慮や支援が必要であると認められた者。

(註1)「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」(障害者基本法第2条)

(障がい種別一覧)

視覚障害	盲・弱視など
聴覚・言語障害	聾・難聴など
肢体不自由	上肢・下肢機能障害、上下肢機能障害など
病弱・虚弱	内部障害、慢性疾患など
発達障害	学習障害（LD）、注意欠如・多動症（ADHD）、自閉スペクトラム症（ASD）など
精神障害	統合失調症、気分障害、双極性障害、摂食障害、睡眠障害、パニック障害など
その他	上記以外に、継続的な支援や配慮を必要とする場合

4. 具体的な支援内容

以下に示す内容は、あくまでも例（参考）であり、障がいのある学生1人ひとりのニーズや障がいの状況に応じた支援内容を合意した上で行うものとしています。

(1) 生活支援

自家用車および送迎車の学内駐車場の確保

身体障がい者用施設および器材（スロープや可動式机・いす）の設置や導入

必要な生活上の介助支援 など

(2) 学修支援

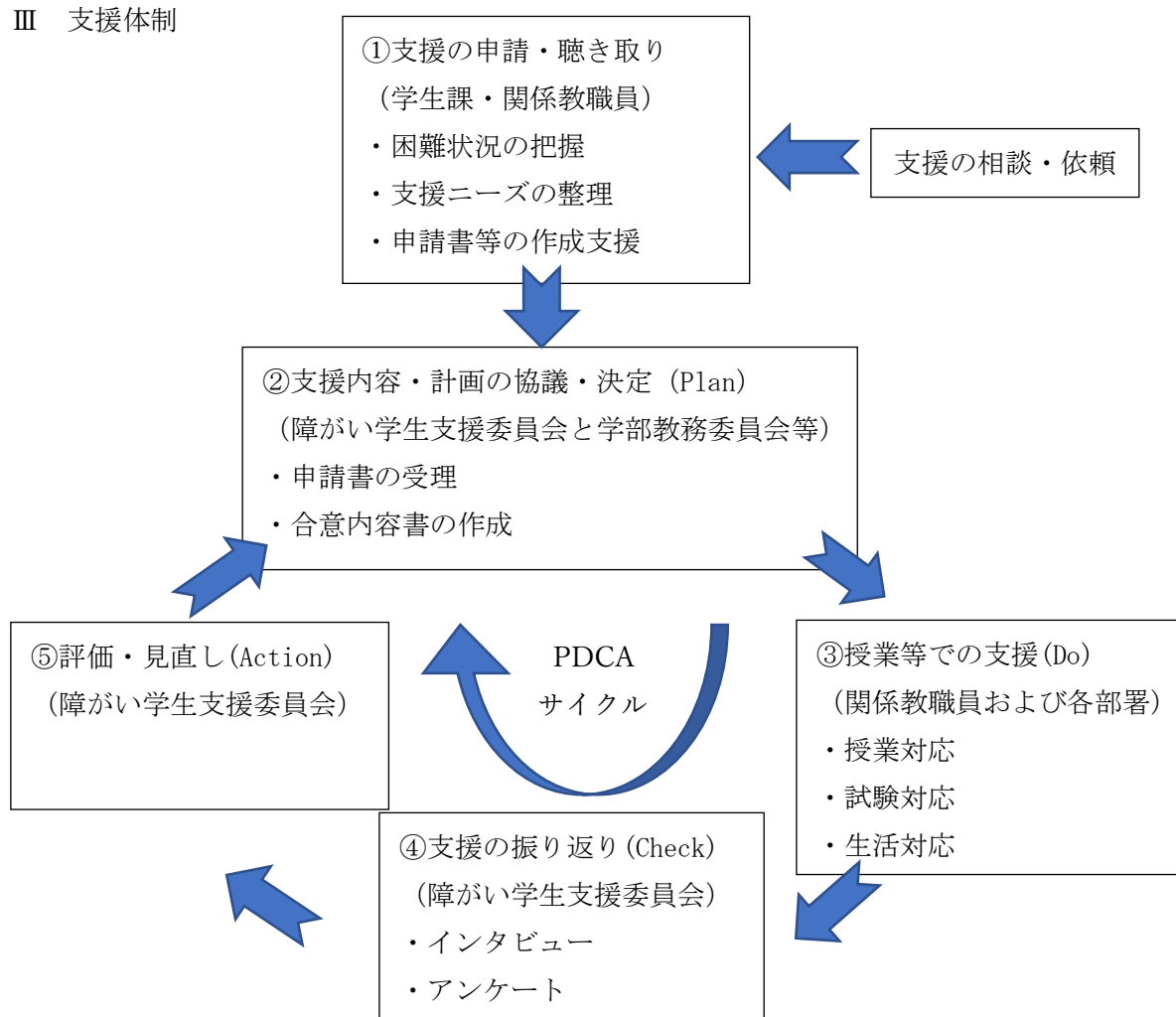
教科書、参考書、レジュメ等の拡大印刷
授業の録画・録音資料の提供
IC レコーダーの貸与
車いすで使用可能な教室や施設の調整
レポートや提出物期限の延長
試験時間の延長や試験形態の変更 など

(3) そのほか

進路や就職に関する個別相談や斡旋
駐車スペースの確保 など

※なお、支援に係る経費などについては、大学と対象学生・保護者等との協議の中でその負担割合なども決定していきます。

III 支援体制



〈フロー〉

- ①学生課および関係教職員は、学生及び保護者等からの相談を受け、内容を聴き取る。
- ②障がい学生支援委員会と学部教務委員会等は具体的内容について協議し、支援内容と指導計画を作成する。その後学生等と協議し支援内容（案）と計画（案）を決定する。決定内容を全学教務委員会に諮った後、学長決裁を受ける。
- ③関係教職員および各部署は、決定した支援内容等に基づき授業での支援を実施する。
- ④障がい学生支援委員会は、学生等と関係教職員（授業担当者等）・各部署へのアンケート等を実施し、支援の振り返りを行う。（年2回）
- ⑤障がい学生支援委員会は、上記④に基づき支援の評価及び見直しを行う。

〈PDCA 化〉

①-1 困難状況の把握

学生が抱える障がいを背景とする修学上・生活上の困難を把握する。

①-2 支援ニーズの整理

学生の支援ニーズを把握し、整理する。

①-3 申出書等の作成支援

学生が修学上の合理的配慮の提供を希望する場合は、学生の書類作成（様式1及び様式2）を支援する。

②-1 支援内容の協議・決定（Plan）

障がい学生支援委員会と学部教務委員会は、様式1と上記①の聴き取りを踏まえ、具体的支援内容と計画について協議し、学生及び保護者等との話し合いの後、案を作成する。その案に基づき、全学教務委員会に諮り、学長決裁を受ける。

②-2 支援内容の通知

障がい学生支援委員会は支援の内容に関して、様式3（2部：1部は学生、1部は障がい学生支援委員会保管）を作成し、それに基づき様式4を授業担当者等へ提出する。

③-1 授業等における支援（Do）

支援内容に基づき授業を実施する。

④-1 支援の振り返り（Check）

障がい学生支援委員会は、学生及び関係教職員（授業担当者等）・各部署に対して、支援に関するインタビューやアンケート（年2回実施）を実施し、支援の振り返りを行う。また、インタビュー内容やアンケート結果については履歴として残し、全学教務委員会での報告を義務とし、ポートフォリオ化する。

⑤-1 支援の見直し及びフィードバック（Action）

障がい学生支援委員会は、上記④で得た情報に基づき支援の見直しを行う。また、支援の振り返り及び評価・見直しについては、前後期ごとに行い、必要と判断した時

にはそれに限らず行う。

⑤-2 支援のポートフォリオ

障がい学生支援委員会は、報告に基づき、全学的支援体制の整備・充実のための方策について検討する。また、学修上の合理的配慮の提供に関するノウハウを蓄積・分析し、それらに基づく提言等を通して、全学的支援体制の整備・充実に資する。

IV 共通事項

1. 外部資源の活用

障がいは多岐にわたり、本学内の資源のみでは十分な対応が困難な場合があることから、本学では、必要に応じ学外（地方公共団体、NPO など）の教育資源の活用や障がい者支援関係団体、医療、福祉、労働関係機関等との連携をとることとします。

2. 周囲の学生の支援者としての活用

障がいのある学生の日常的な支援には、多くの人材が必要となることが多いことから、周囲の学生を援助者としてお願いすることもあります。

V 障がいのある学生支援の流れ

1. 別紙フローチャート参照。

2. 提出書類について

支援申出書（様式第1号）

障がいを理由とする合理的配慮申請書（様式第2号）

障がいを理由とする合理的配慮合意内容書（様式第3号）

障がいを理由とする支援の要請について（依頼）（様式第4号）

3. 支援の流れ

（1）アドミッション・サポート

①進学相談・受験相談

オープンキャンパスや本学主催の進学相談、その他随時開催する相談に基づき、全学学生委員会、学生課及び関係する教員が、障がいのある学生及び保護者と面談し、本学での修学上または受験上の相談内容について確認する。

②出願

学生募集要項について、障がいのある生徒への相談窓口と連絡先を明記し、電話や面談による相談の実施など受験生からの問い合わせに対応し、受験上での支援につい

て検討する。なお、必要な時、「受験上及び修学上の配慮申請書」（様式第 5 号）に基づき具体的な配慮事項を確認します。

③入学試験

上記②に基づく支援を実施する。

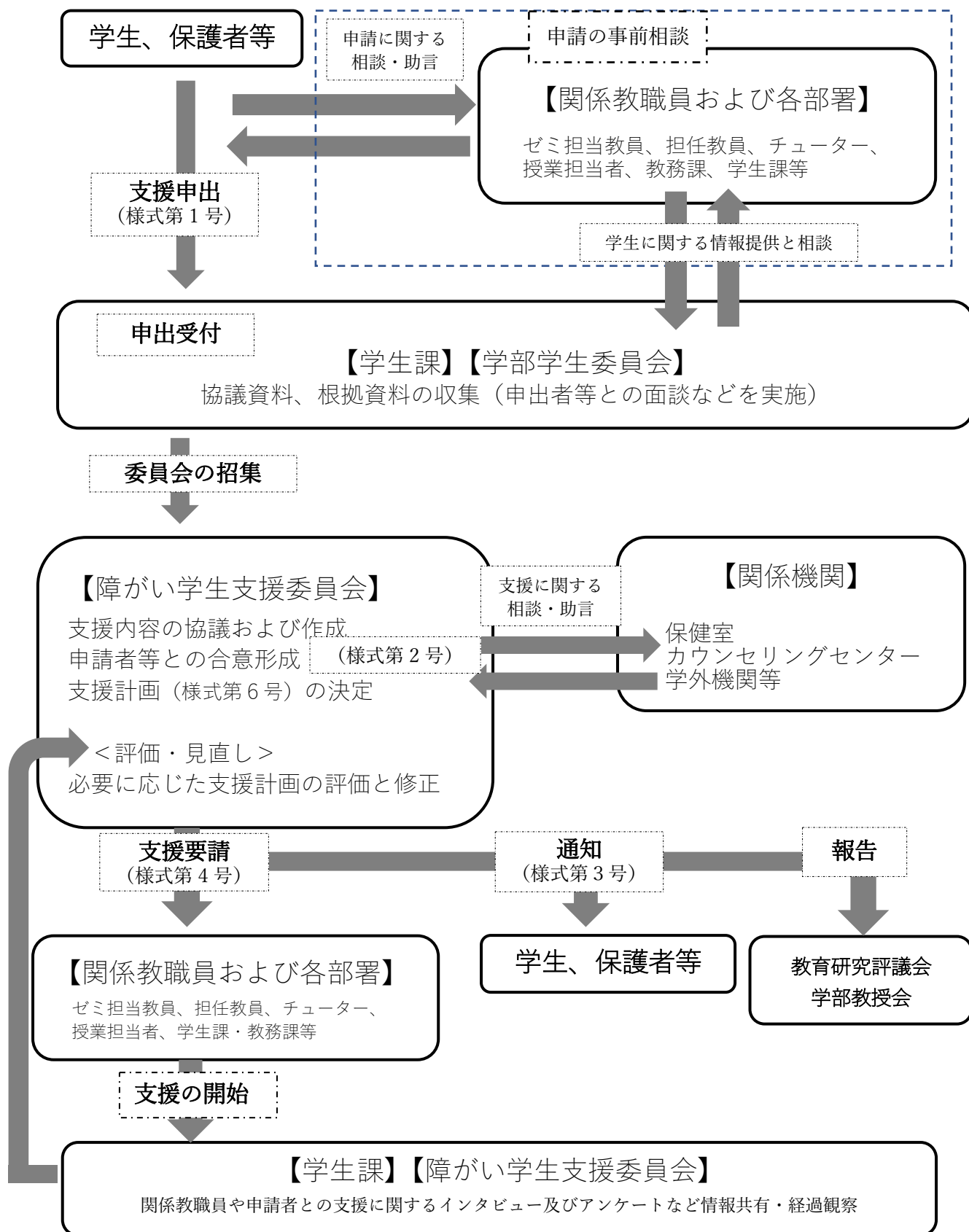
（2）カリキュラム・サポート

上記Ⅱ及び上記Ⅴ「1. 別紙フローチャート」及び「2. 提出書類について」による。

（3）ディプロマ・サポート

入学後に作成した教育支援計画と個別の指導計画による。ディプロマサプリメントを作成し、適宜当生徒へフィードバックして、キャリア形成に結び付ける。

別紙) フローチャート



(様式第1号)

支 援 申 出 書 (新 規 ・ 継 続)

記入日：令和 年 月 日

ふりがな	学籍番号	学 部	学 科
氏 名			
住所	〒		
生年月日	年 月 日	性 別	
電話番号	自宅 携帯 TEL.		
メールアドレス			
連絡先	〒		
	TEL.		
緊急連絡先	(様あて) TEL.		

障害者手帳	有 ・ 無
*1手帳の種類	
*2医療費受給	有 () ・ 無
診断書	有 (写しを添付) ・ 無
障がいの種別等	
補助器具の使用	有 ・ 無
特記事項	

※1 身体障害者手帳○級、精神障害者保健福祉手帳○級、療育手帳○級などを記載。

※2 有の場合、()内に受給者証の名称を記載。

上記以外での要望や注意してもらいたい点などありましたらご記入ください。

--

※記載いただいた情報は、聖泉大学個人情報の保護に関する規程に基づき適切に取扱います。

受付日：令和 年 月 日

(様式第 2 号)

障がいを理由とする合理的配慮 申請書

令和 年 月 日

聖泉大学学長 様

学 部 : _____

学籍番号 : _____

ふりがな

氏 名 : _____

連 絡 先 : _____

下記のとおり学修上の合理的配慮について申請します。

記

1 障がい支援を要する理由

--

2. 希望する合理的配慮（具体的に）

学修（授業・試験など）に関すること

--

学修以外（学生生活・施設など）に関すること

その他に関すること

(様式第 3 号)

障がいを理由とする合理的配慮 合意内容書

令和 年 月 日

聖泉大学学長

令和 年 月 日付「障がいを理由とする合理的配慮 申請書」に基づく協議の結果、
学生と本学は、以下の内容について合意した。

1 学 生

学 部 : _____

学籍番号 : _____

氏 名 : _____

2 合意内容

--

(様式第 4 号)

令和 年 月 日

(授業担当者) 様

〇〇〇〇

障がいを理由とする支援の要請について (依頼)

本年度、障がいを理由とする支援について、学生と関係者との協議の結果、下記のとおりとなりましたのでお知らせいたします。

つきましては、障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮の提供において、授業実施していただきますようお願いいたします。

なお、実施が難しい内容についてはご連絡ください。

記

1 学 生 学籍番号 _____

氏 名 _____

2 当該学生の状況

--

3 支援内容

--

4 問合せ先 : 〇〇〇〇

(様式第 5 号)

令和 年 月 日

聖泉大学 学長 様

受検者氏名 _____ 印

保護者氏名 _____ 印

受験上及び修学上の配慮のための事前相談申込書

聖泉大学入学試験受験での配慮について、事前相談を申し込みます。

記

入試名称 ※該当する試験区分に☑を入れてください。(複数可)	☐ 総合型選抜（エントリー型） ☐ 総合型選抜（自己実現型） ☐ 総合型選抜（オープンキャンパス参加型） ☐ 学校推薦型選抜（公募制・A 日程基礎学力試験方式） ☐ 学校推薦型選抜（公募制・A 日程小論文方式） ☐ 学校推薦型選抜（公募制・B 日程） ☐ 学校推薦型選抜（スポーツ・地域活動・A 日程） ☐ 学校推薦型選抜（スポーツ・地域活動・B 日程） ☐ 一般選抜（A 日程） ☐ 一般選抜（B 日程） ☐ 一般選抜（C 日程）
志望する学部（学科） ※該当する区分に☑を入れてください。	☐ 人間学部（人間心理学科） ☐ 看護学部（看護学科）
志願者の連絡先	住所 〒
	電話番号
	出身（在籍）学校名

●申請理由を具体的に記入ください。

●受験上配慮を希望する事項を具体的に記入ください。

●出身（在籍）学校での定期試験等でとられていた配慮について記入ください。無い場合は、記入の必要はありません。

●その他（特記事項など）

※「受験上及び修学上の配慮のための事前相談申込書」をご提出される時には、以下の書類をご提出ください。

- ・医師の診断書、障害者手帳、疾病や負傷の状況がわかる文書、障がい等の状況がわかる文書、またはそれらの写し
- ・大学入学共通テストで受験上の配慮を認められた場合は、「受験上の配慮事項決定通知書」の写し

個人情報の取扱いについて

個人情報については、入学試験の実施・修学上の対応業務のみに利用し、適切に管理します。

(様式第 6 号)

個別支援計画書

作成年月日: 年 月 日

(支援期間 年 月～ 年 月)

新規・継続

1. 対象学生 学部 学籍番号 学生氏名

2. 学生の状況

1) 障がい等の種別

2) 障害手帳の有無と種類 有・無

3) 支援を要する理由

3. 学生の要望やニーズ

4. 支援目標 (生活支援・修学支援)

短期目標	長期目標 (学位授与時)

5. 支援内容 (生活支援・修学支援)

支援内容	担当者(担当部署)	評価

6. 支援に関連する機関と連絡先(担当者)

機関名	連絡先	担当者

個別の教育支援計画（引継ぎ用）					聖泉大学 学部	
ふりがな 氏名				生年 月日	平成 年 月 日生	
住所	〒 —					
ふりがな 保護者名			連絡先			
家族構成						
転入学等				出身校園		
手帳		等級	取得日	検査等の記録・結果	障害・疾病の状況等	
	療育手帳	B 1	H26.10.18	(例) WISC-III HO. O. O実施 VIQ○○ PIQ○○ FIQ○○	(例) 知的障害 自閉症スペクトラム	
	身体障害者手帳	・様式第1号より転記。 ・変更が生じたら随時、修正する。				
	精神障害者 保健福祉手帳					
保護者・本人の願い（学部在籍中、卒業後の生活・就労）						
年	本人 (例) 友達をたくさんつくりたい。					
	保護者 (例) 社会のルールやマナーを身につけ、社会的に自立してほしい。					
年	本人					
	保護者 ・本人や関係者との懇談等で聞き取ったことを記入。 ＊保護者の欄は不要か、その場合は、関係者にするか					
年	本人					
	保護者					
年	本人					
	保護者					
短期目標・長期目標				評価		
年	(例) 長期目標：日常生活の基本的なマナーやエチケットを身につける。 4年での学位授与とその後の就労できる資質を身につける。 短期目標：場に応じた言葉遣いや態度を身につける。 学習時に長く集中できる力をつける。 31単位取得を目指す。			(例) 長期目標は継続する。 90分の集中ができるようになってきた。 28単位取得であった。		
	担当者			作成日		
年						
	担当者			作成日		
年	・「個別の教育支援計画」は、これまでの発達段階に即して、さらに長期的な視点に立って福祉、医療、労働、教育等の関係機関が連携して、障害のある学生一人一人のニーズに対応した支援を効果的に実施するための計画です。 ・本人および関係者に開示をし、家庭とも連携を図りながら学生の教育支援のために使用します。 ※管理職決裁が必要					
	担当者			作成日		

氏名 ()				
関係機関との連携協力・支援ネットワーク				
	学年	機関名＜連絡先・担当者＞	支援内容 および 実施日	今後必要な支援
医療	年			
	年			
	年			
	年			
	年			
福祉	年			
	年			
	年			
	年			
	年			
進路	年			
	年			
	年			
	年			
	年			
ボランティア活動・地域活動など	年			
	年			
	年			
	年			

個別の教育支援計画の記載内容について確認しました。
関係機関と連携して支援を行うために情報を共有すること、内容に変更が生じた際に本学担当者が追記することに同意します。

確認欄

(自署でも可)

学校法人聖泉学園聖泉大学における 障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

(趣旨)

- 第1 学校法人聖泉学園（以下「学園」とする。）においては、その事務・事業の公共性に鑑み、障がい者差別の解消に率先して取り組むこととし、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供において、学園の取組を確実なものとするため、対応要領においてこの旨を明記するものである。

(目的)

- 第2 この要領（以下「対応要領」という。）は、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、また、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に即して、学園の教職員が、障がい者を理由とする差別（以下「障がい者差別」という。）の解消に向けた取組において適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(障がい者を理由とする不当な差別的取扱いの基本的な考え方)

- 第3 この対応要領において、不当な差別的取扱いとは、障がい者に対して、正当な理由なく、障がい者を理由として、学園が行う教育活動全般について機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障がい者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障がい者の権利利益を侵害することをいう。なお、*1)障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いではない。
- 2 前項の正当な理由に相当するか否かは、個別の事案ごとに、障がい者、第三者の権利利益及び学園が行う教育活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障がい者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

(合理的配慮の基本的な考え方)

- 第4 この対応要領において、合理的配慮とは、障がい者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。
- 2 前項の過重な負担については、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、過重な

負担に当たると判断した場合には、障がい者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

- (1) 学園が行う教育活動への影響の程度
- (2) 実現可能性の程度（物理的・技術的、人的・体制上の制約）
- (3) 費用・負担の程度
- (4) 学園の規模及び財政・財務状況

（障がいを理由とする不当な差別的取扱いの具体例）

第5 障がいを理由とする不当な差別的取扱いの具体例は以下のとおりであるが、あくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではない。

- 障がいを理由に窓口対応を拒否する。
- 障がいを理由に対応の順序を後回しにする。
- 障がいを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 障がいを理由に合同企業説明会やインターンシップ等への出席を拒む。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障がいを理由に来校の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。
- 本人を無視して、介助者、付き添い者等のみに話しかける。
- 障がいを理由に、学校への入学、授業等への参加、校外教育活動若しくは式典参加を拒み、又はこれらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付す。
- 授業等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、学習評価の対象から除外し、又は評価において差を付ける。

（合理的配慮の具体例）

第6 合理的配慮の具体例は以下のとおりであるが、あくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではない。

（物理的環境に関すること）

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする。携帯用スロープがある施設では、携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- 目的の場所までの案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障がい者の希望を聞いたりする。
- 疲労を感じやすい障がい者から別室での休憩の申し出があった際に、別室を確保したり臨時の休憩スペースを設けたりする。

- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障がい者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障がい者に対し、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。
- 移動に困難のある学生のために、保護者等が送迎するための駐車場を確保する。可能な限り、参加する授業で使用する教室等について配慮する。
- 視覚情報の処理が苦手な学生のために、黒板周りの掲示物等の情報量を減らす等、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更する。
- 知的障がいのある学生に対し、適宜、図又は写真を用いた日課表、活動予定表等を活用し、自主的に判断し、見通しをもって活動できるようにする。
- 介助等を行う支援員、保護者、支援学生等の教室への入室、授業等でのパソコン入力支援、移動支援及び待合室での待機を許可する。
- 障がいの特性により、頻繁に離席の必要のある場合には、教室等の座席の位置は、障がい特性に合わせ配慮する。

(意思疎通に関すること)

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字、手書き文字（手のひらに 文字を書いて伝える方法）などの障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる手段を可能な範囲で用意して対応する。
- 意思疎通が不得意な障がい者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- 聴覚障がい者に説明するときは、口が見えるようにして話し、視覚的な補助を行ったり、平行して動作を取り入れたりする。
- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を紙にメモをして渡す。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- 比喩表現等が苦手な障がい者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。
- 障がい者から申し出があった際に、2つ以上のことを同時に説明することは避け、ゆっくり丁寧に繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを適時渡す。また、紙等を書いて伝達したり、書面を示す場合には、ルビを付与した文字を用いたり、極力平仮名を用いたり、分かち書き（文を書くとき、語と語の間に空白を置く書き方）を行ったりする。
- 説明をする際には、短くわかりやすい言葉で口頭に加え手順書で行うなど、複数の方法で実施する。

- 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なりうることに留意して使用する。
- 会議等の場面では、発言者が変わる度に発言者の名前を告げてから話し始める。
- 会議等においては、通訳を介することにより時差が生じるので、障がいのある出席者にも通じたことを確認してから進行する。特に質疑の有無の問いかけや多数決を行う場面では、タイムラグがあることを考慮する。
- 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障がいのある委員や知的障がいのある委員に対し、ゆっくり丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。
- 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障がいの特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。
- パニック状態になったときは刺激しないように、また危険がないように配慮し、周りの人にも理解を求めながら落ち着ける場所を提供する。
- 意思疎通が難しい障がい者に対し情報を伝えるときには、本人が頷いていたとしても、口頭のみならずメモを渡し伝達事項を確認する。

(ルール・慣行の柔軟な変更)

- 順番を待つことが苦手な障がい者に対し、順番を教えたり、周囲の者の理解を得た上で、手続きの順番を入れ替えたりする。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障がい者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 学園の管理する駐車場等において、障がい者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障がい者専用の区画に変更する。
- 障がい者が多数で会議等に出席する場合は、使用するエレベーターを専用運転にする。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声等がある場合、当該障がい者に説明の上、障がいの特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障がいのある委員の理解を援助する者の同席を認める。
- 説明会等において、定期的な休憩を入れたり、個別に説明をする時間を設ける。
- テストにおいて、本人又は保護者の希望、障がいの状況等を踏まえ、別室での受験、時間の延長、拡大文字又は支援員等による読み上げを許可する。
- 授業で使用する教科書等について拡大したものを必要に応じて渡す。

- 知的発達の遅れにより学習内容の習得が困難な学生に対し、理解の程度に応じて、視覚的に分かりやすい教材を用意する。
- 肢体不自由のある学生に対し、体育の授業の際に、上・下 肢の機能に応じてボールの大きさや投げる距離を変えたり、走る距離を短くしたり、スポーツ用車椅子の使用を許可したりする。
- 日常的に医療的ケアを要する学生に対し、本人が対応可能な場合もあることなどを含め、配慮を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関、介助者等との連携を図り、個々の状態及び必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等をしないようにする。
- 慢性的な病気等のために他の学生と同じように運動ができない児童・生徒に対し、運動量を軽減する、代替となる運動を用意する等、病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除をすることなく、参加するための工夫をする。
- 治療等のため学習できない期間が生じる学生に対し、保護者・医療機関等と連携し、無理のない範囲で学習機会を確保する。
- 読み・書き等に困難のある学生のために、授業等でのタブレット端末等の情報通信技術を活用した機器の使用を許可したり、筆記に代えて口頭による学習評価を行ったりする。
- 発達障がい等のため、人前での発表が困難な学生に対し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりする。
- 学校生活全般において、適切な対人関係の形成に困難がある学生のために、能動的な学習活動等においてグループを編成するときには、事前に伝え、場合によっては本人の意向を確認する。また、こだわりのある学生のために、話し合い、発表等の場面において、意思を伝えることに時間を要する場合があることを考慮して、時間を十分に確保し、又は個別に対応する。

(相談体制の整備)

第7 障がい者及びその家族その他の関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談に応じるための相談窓口は、以下のとおりである。

- (1) 聖泉大学学生課障がい学生支援担当者
- (2) カウンセリングセンター
- (3) 保健室
- (4) 各学部学生委員会
- (5) ゼミ担当教員

(研修・啓発)

第8 学園において、障がい者を理由とする差別の解消の推進を図るため、教職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。

2 新たに教職員となった者等に対して、障がい者を理由とする差別に関する基本的な事項や差別の解消等に関し求められる責務や役割について理解させるための研修を実施する。

*1) 障がい者を障がい者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障がい者に対する合理的配慮の提供による障がい者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障がい者に障がいの状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。